

余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業  
特定事業の選定について

久喜市（以下「本市」という。）は、令和5年2月13日に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業に関する実施方針を公表した。この度、PFI法第7条の規定により、余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和5年4月21日

久喜市長 梅田 修一

# 第1 事業の概要

## 1 事業名称

余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業（以下「本事業」という。）

## 2 公共施設等の管理者

久喜市長 梅田 修一

## 3 事業内容

本事業で対象とする施設は、以下の(1)及び(2)に掲げるものとする（以下、総称して「本施設」という。）。

- (1) 余熱利用施設
- (2) （仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園（以下「公園」という。）

## 4 事業方式

本事業は、P F I法第14条第1項に基づき、本施設の管理者である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、設計及び建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業契約に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を行う方式（B T O：Build Transfer Operate）により実施する。

## 5 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和29年3月末日までとする。

## 6 公共施設等の立地条件及び規模

- (1) 事業用地
  - ・ 埼玉県久喜市菖蒲町台 2770 番地 1 他
- (2) 敷地面積
  - ・ 余熱利用施設敷地 約 7,000 m<sup>2</sup>
  - ・ 公園敷地 約 93,000 m<sup>2</sup>

## **第2 事業の評価**

本市の財政負担見込額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

### **1 本市の財政負担見込額による定量的評価**

#### **(1) 本市の財政負担見込額算定の前提条件**

本事業を本市が自ら実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

また、本市から事業者へのサービスの対価は、事業者が実施する本施設の設計及び建設等の業務に係るサービスの対価と本施設利用者から得る収入によって回収できない維持管理費及び運営費相当から成る。

表 財政負担見込額算定の前提条件

	本市が自ら実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、公園工事費、什器・備品の調達・設置費、工事監理費等）</li> <li>② 維持管理及び運営費用</li> <li>③ 地方債の償還に要する費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① サービスの対価（調査・設計費、建設工事費、公園工事費、什器・備品の調達・設置費、工事監理費、開業準備費、維持管理費及び運営費、割賦手数料、本事業を実施する株式会社の設立経費、資金調達のための手数料等）</li> <li>② アドバイザー費用</li> <li>③ モニタリング費用</li> <li>④ 地方債の償還に要する費用</li> <li>⑤ 事業者からの税収（市税）を調整</li> </ul>
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業期間：約23年 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計及び建設工事期間：約2年10箇月</li> <li>・ 維持管理期間：約20年2箇月</li> <li>・ 運営期間：約20年</li> </ul> </li> <li>② 割引率：2.0%</li> <li>③ インフレ率：考慮しない</li> </ul>	
事業収入	利用料金収入を見込む	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国庫補助金（都市公園事業（社会資本整備総合交付金））</li> <li>② 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償還期間 20 年（元本据置 3 年）</li> <li>・ 元金均等償還（年 2 回）</li> <li>・ 調達金利は、直近の政府資金金利をもとに近年の金利動向を勘案して設定</li> </ul> </li> <li>③ 一般財源</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国庫補助金（都市公園事業（社会資本整備総合交付金））</li> <li>② 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市が自ら実施する場合と同一条件</li> </ul> </li> <li>③ 事業者の自己資金</li> <li>④ 民間金融機関借入金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償還期間約 20 年</li> <li>・ 元利均等償還（年 4 回）</li> </ul> </li> <li>⑤ 調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる水準に設定</li> <li>⑥ 一般財源</li> </ul>
設計、建設及び工事監理に関する費用	想定する施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が可能となるものとして設定
維持管理及び運営に関する費用	本市の同用途の施設及び他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が可能となるものとして設定

※ 本試算では、自主事業、提案施設の運営及び付帯事業による収入及び費用は加味していない。

※ 事業期間内の公共部門の間接的コスト（庁内の人件費や事務費等）は加味していない。

## (2) 財政負担見込額の比較

上記前提条件に基づき、本市が自ら実施する場合及びPFI事業として実施する場合の本市の財政負担見込額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなり、PFI事業として実施することにより、約8億3千5百万円（7.4%）の財政負担額の削減が見込まれる。

	本市が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担見込額 (現在価値)	11,356百万円	10,521百万円
指数	100.0	92.6

## 2 PFI事業として実施することの定性的評価

### (1) 財政支出の平準化

本市が自ら実施する場合は、施設整備段階で一時に多額の財政負担が発生するが、これに対して、PFI事業として実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として、維持管理及び運営期間を通じて事業者在一定額ずつ支払うこととなるため、本施設の整備等に係る本市の財政支出の平準化が期待できる。

### (2) 効率的な設計、建設、維持管理及び運営の実施

本施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力及び資金調達能力等が最大限に発揮される。

特に本事業では、PFI事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う事業（いわゆる「ジョイント・ベンチャー型」）であることに加え、独立採算型事業として自主事業及び付帯事業を実施することにより、本施設のより一層の利用促進や効率的な維持管理及び運営業務の実施等の相乗効果が図られることが期待できる。

### (3) リスク分担の明確化による安定した事業実施

PFI事業として実施する場合、施設整備のための設計、建設等におけるリスク、事業の資金調達におけるリスク、維持管理及び運営におけるリスク等、想定可能なリスクについて、事業者と分担することが可能である。

本市と事業者との間で、設計、建設、維持管理及び運営に係る役割分担の設定や管理体制の整備を適切に行うことにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時において適切かつ迅速に対応することが可能となり、安定的かつ効率的な事業実施が期待できる。

### 3 総合評価

本事業をPFI事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、約7.4%の削減（リスク調整額を除く。）が見込まれ、さらに、公共サービスの水準の向上及び事業の安定化も期待できる。

なお、本市から事業者に移転するリスクや、設計、建設、維持管理及び運営の各業務の一括発注による事業期間内の公共部門の間接的コスト（庁内の人件費や事務費等）の削減効果については定量化していないが、この移転リスク等を勘案すると、さらなるVFM（Value For Money）の拡大が見込まれる。

以上により、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められることから、PFI法第7条の規定より特定事業として選定する。